

第6章 スウェーデンにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保険及び労働保険の保険料徴収制度

1 社会保障制度の概要

スウェーデンの社会保障は以下の3つ——①国（中央政府）が運営する社会保険及び各種手当（年金、児童手当、傷病手当等）②全国18のランスティング（日本の県に相当する広域自治体）及び2つのレギオン（ランスティングより権限が広い広域自治体）が運営する医療サービス③全国290のコミューン（日本の市町村に相当する基礎的自治体）が運営する福祉サービス——に大別される。

社会保障制度を担う組織体制については、まず国レベルで社会省が法律・政令・予算案の作成やその他の施策の企画立案を行う。実際の施策の運営に関する権限・事務については、その下にある社会保険庁や保健福祉庁、医薬品庁等の独立性の高い多数の中央行政庁（エージェンシー）に大幅に委ねられている。

2 社会保険制度の概要

他の多くの国と同様に、スウェーデンの社会保障制度も社会保険制度が中心となっている。スウェーデンにおける社会保険は強制保険で、税務署に住民登録し、個人番号が付与されることにより社会保険に加入したことになる。制度・職域ごとに保険者が多数分立している日本とは異なり、基本的に職域の別なく、スウェーデンに住む全住民に適用される。具体的には、16歳以上のスウェーデン人及びスウェーデンに1年以上居住する外国籍の者は社会保険に加入している。保険料は収入に対する定率で支払い、無収入であっても社会保険給付の権利を有する。社会保険の適用を受けるためにスウェーデン国籍あるいは社会保険庁への登録は必要ない。

しかし、この「社会保険（Socialförsäkring）」という言葉の意味するものは、わが国のそれとは異なる¹。スウェーデンで「社会保険」という語は、年金等保険料財源で賄われるものだけでなく、児童手当等税財源で賄われる各種の手当も含む（ただし生活保護は含まな

¹ 一般に社会保険は、「傷病、老齢、死亡、失業など生活困難をもたらす事故に備えて、保険料を拠出し、事故が発生したときに給付を受ける制度。保険の技術を利用しているが、被保険者は強制加入となっており、給付反対給付均等の原則（保険料が保険金の額と事故発生の確率に比例するという原則）が必ずしも守られておらず、また、国の管理と国庫補助が行われるなどの点で、民間保険と異なる。1883年にドイツでつくられた医療保険が世界最初の社会保険。現在、多くの国で社会保障制度の中心となっている。日本には医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険（労災保険）の5つの社会保険がある」（自由国民社『現代用語の基礎知識 2006年版』）とされるが、その内容は国ごとに異なり、普遍的な定義というものは存在しない（『世界の社会福祉年鑑 2002』旬報社、p119）。

い) 一方で、他の国において社会保険に含まれる失業保険は含まれていない²。この社会保険の定義については、国内でも以前から議論されていたところであるが、1999年に改正、2001年から施行された社会保険法（SFS1999：799 Socialförsäkringslag）において、社会保険とは①歳入が租税か保険料かを問わず、社会保険庁が「給付」するものであり、②居住に基づく給付と就労に基づく給付に分けられる——と明記された。現在、「社会保険」として位置づけられる給付は、①家族及び児童にかかる経済的保障、②病気や障害にかかる経済的保障、③高齢者に対する所得保障——の3つに大別されるが、給付の種類は50種類以上にのぼる。

表1 社会保険として位置づけられる主な給付

対象者のカテゴリ	居住に基づく給付 (1年以上居住することで受給 権利が発生)	就労に基づく給付 (収入に基づき給付額が決定)
家族及び児童にかかる経済的保障	児童手当 介護手当（障害児）	両親保険
病気や障害にかかる経済的保障	障害手当 扶助手当	労災給付 医療保険 障害一時金
高齢者に対する所得保障	年金者向け住宅手当	老齢年金 遺族年金

なお、社会保険制度にかかわる主要機関は、①保険料の徴収を担当する国税庁（Skatteverket）、②保険料の督促を行う強制執行庁（Kronofogden）、③給付の支給にかかる事務を取り扱う社会保険庁（Försäkringskassan）³、④プレミアム年金庁（Premiepensionsmyndigheten）⁴である。

² 失業保険は、他の社会保険制度とは異なり、社会保険庁ではなく労働組合が運営しており、業界ごとに失業保険組合が存在する（2007年1月のヒアリング時で36）。組合員から徴収する保険料だけで運営できる組合は非常に少なく、ほとんどが国からの補助を受けているものの、運営主体は社会保険庁でないことから、スウェーデンにおいては、失業保険は社会保険とはみなされないことになる。こうした状況の背景には、公的制度が整う以前（1800年代）から、労働組合が相互扶助的な制度として失業給付金庫を設立、運営、発展させてきたという歴史が存在する。失業保険組合は、第3セクターの労働市場庁（AMS）が監督する。労働組合員は強制的に失業保険組合に加入することが条件となっているが、労働組合に加入せずに失業保険組合にのみ加入することは可能である。

³ 社会保険庁は、2005年1月に再編された。これまで各県レーン（国会と政府の出先機関）ごとに設置され、独立して運営していた21カ所の社会保険事務所と旧社会保険庁（Riksförsäkringsverket）が統合され、スウェーデンで最も大きな行政庁のひとつとなった。

⁴ スウェーデンでは、1999年1月より新年金制度が開始された。新年金制度は、所得比例方式で生涯所得に応じて年金が支給される。全ての国民を対象とする老齢年金は、①所得年金（inkomstpention）、②プレミアム年金（premiépension）、③低所得者や無収入者を対象とした生活保障年金（garantipension）の3部門で構成される。国民年金の年金保険料は所得の18.5%（将来にわたり固定）で、そのうち16.0%が所得年金、2.5%がプレミアム年金に振り分けられる。なお、18.5%という数字は手取り所得に対する割合であり、名目所得に対しては17.21%となる。プレミアム年金は、自分が指定する年金基金会社に積み立てることができる。もし希望がなければ、自動的にA P（国民年金）基金の中にあるプレミアム年金基金（premiésparfonden）の年金基金会社に積み立てられる。プレミアム年金制度は、1999年の年金改革で国民の選択の自由の幅を広げるものとして新たに導入された。自分が選択した年金基金会社の運用がうまくいけば配当金が高くなり、またその逆もありうる。プレミアム年金庁では、個人が選択した年金基金会社との手続きや、プレミアム年金の運営を担当している。

3 保険料の徴収制度

(1) 徴収担当機関

1985年以降、社会保険及び労働保険に係る保険料は、財務省の管轄下にある国税庁（Skatteverket）が、所得税と一括徴収している。現在、国税庁が社会保険料及び税の徴収事務に携わる根拠となるのは、社会保険料法（SFS2000：980）、社会保険配分法（SFS2000：901）、社会保険法（SFS1999：799）、納税法（SFS1997：483）である。

国税庁の職員数は9,300人で⁵、その82%にあたる7,600人が社会保険料と税の徴収、10%（900人）が住民登録、4%（400人）が不動産課税、3%（250人）が犯罪抑止、2%（150人）が不動産登記を担当している。2005年の人件費は55億2,002万2,000クローナ、その他の雑費は21億9,170万5,000クローナとなっている。社会保険料の徴収事務は、税金と同一システムにより実施されており、社会保険料の徴収のみを扱う費用についての算出は不可能である⁶

(2) 保険料の徴収システム

使用者及び自営業者は社会保険料を納付する義務があるが、被用者は納付する義務はない（ただし、老齢年金についてのみ、被用者負担がある）。万が一使用者が保険料を納めていなかったとしても、被用者は社会保険の給付を受ける権利がある。

使用者は毎月12日⁷に税金と一緒に保険料を税務署に、税口座⁸からの引き落としというかたちで納付する。なお、使用者が支払う社会保険料は、暫定額でなく確定した金額である。年末になると、使用者は給与明細を被用者本人と国税庁に送付する⁹。国税庁は、被用者本人に対し、使用者から届けられた数字を既に記入した申告用紙（別添資料）を送付する。これにより、被用者本人は、使用者が自らの給与や社会保険料を正確に支払っているかをチェックすることができる。一方、自営業者は、使用者同様に毎月12日（1月と8月は17日）に納付する。自営業者の場合、この社会保険料は暫定額で、毎年の確定申告で調整される。こうした手続きは、全てオンラインでできる。

税口座から税・保険料の引き落としができなかった場合、まず当該被用者もしくは自営業者に対し国税庁から通知される。2回続けて税口座からの引き落としができなかった場合、国税庁から強制執行庁に連絡され、その後の督促は強制執行庁が担当する。

強制執行庁は、2006年7月1日に国税庁から分離、全国をカバーする新庁として改編された。公的請求だけでなく、私的請求のいずれの強制執行を取り扱う世界でも稀有な組織とさ

⁵ 1年あたりの常勤換算。常勤換算とは、1年に210日勤務している人を意味する。

⁶ 国税庁 Pia Blank Thörnroos 氏の回答による。

⁷ 1月と8月は17日が納付日。

⁸ 全納税者、つまり個人及び企業は、国税庁に銀行口座と同等の税口座をもち、税金や保険料、付加価値税など全ての処理がここに登録される。

⁹ 使用者は毎月、あくまでも賃金総額に対する割合で社会保険料を支払っているため、従業員ごとの社会保険料は、年末にならなければ分からない。

れる。現在の職員数は1,800人で、そのうちの80%が徴収案件を担当している。徴収については、全国を5つに分けて事務所を設置し、対応している。

公的請求は、国税庁や社会保険庁、その他省庁からの租税、罰金、関税、保険料及びその他の賦課金などの数種類の公的請求に基づく¹⁰。私的請求は、顧客センターに寄せられた個人や企業などの請求に基づく。国税庁からの請求は、税口座から引き落とされなかった場合になされるが、その中身が税なのか社会保険料なのかは不明であり、また、区別もしていない。ちなみに、国税庁からの公的請求は、2004年が24万2,557件、2005年が24万3,165件、2006年31万7,452件（暫定）とされる。

公的請求に関して、強制執行庁は全国的なコンピューター化された強制執行登録簿（REX）を備えている。この登録簿には、公的請求と私的請求が記載されている。全ての支払いと行動が登録簿に記録されており、数多くの事件を扱う申し立て人（国税庁等）は、申し立てをコンピューターによって直接強制執行庁に送信できる。ただし、判決その他の資料は郵送される。強制執行部局が使用する多くの書式を印刷するためにREXを使用することができ、REXによってその業務の有効性と信頼性が高まった。

REXには全ての登録済み債務者が記載されており、強制執行庁が利用する中心的なコンピューター・ベースの登録簿である。この登録簿には公的請求と私的請求が含まれている。また登録簿には全ての私的請求も記載され、これらは地方当局によって登録されている。あらゆる支払い、および債務者に関して講じられた措置が登録簿に記録されている。個人番号または企業の団体登録番号を利用すれば、当該個人または当該企業が強制執行の対象となるかどうか、当該個人または当該企業の債務の種類、および強制執行庁が講じてきた措置を調べることができる。

この登録簿の扱いに関する規定は強制執行登録簿法にある。強制執行庁は、債務者がその債務に関する登録簿の誤りに関して苦情を述べる時、事件を調査するため迅速に行動しなければならない。債務者の資産に関する基礎情報は、強制執行庁で強制執行を目的として公的請求の登録簿を調査することによって入手できる。強制執行庁は、この登録簿にオンラインで直接アクセスできる。

強制執行庁はREXを通じて、他の省庁で管理されている課税台帳、有限会社登記簿、同業者登録簿、団体登録簿、車両登録簿、不動産登記簿に記載された情報を入手することができる。他にも強制執行庁が利用できる登録簿が存在するが、コンピューターによる直接の利用はできない。なお、強制執行庁が維持・管理するコンピューター・ベースの登録簿は、支払命令・強制執行支援登録簿であり、申し立てに関する特定の情報が記載してある。

¹⁰ 公的請求とは、租税、付加価値税、消費税、社会保障負担金はもちろん、たとえばテレビ放映許可料と駐車違反罰金など、中央当局と地方当局に対する債務を意味する。ただし、外国の税に関して、強制執行庁に権限はない。強制執行事件の出訴期限は一般に、当該税が最初に支払われなければならなかった年の年末から5年である。

○課税台帳

税務当局が課税目的で維持し、管理しており、個人・法人のあらゆる納税者がこの登録簿に記録されている。強制執行庁はこれにコンピューターによって直接アクセスできる。地域の強制執行庁は、その地域の債務者の課税台帳にのみアクセスできる。この台帳には、たとえば債務者の所得源、雇用主の名前、銀行口座、および不動産の保有等の情報が記載されている。

○有限会社の登記簿

特許・登録局が維持と管理を行う登記簿であり、記載事項として、株式の公開・非公開にかかわらず全ての有限会社、当該会社の株式資本の規模、取締役会のメンバー、および当該会社を代表して署名する法的権限を与えられた者に関する情報などがある。会社の年次決算書の写しを受け取ることも可能である。全ての有限会社に関する情報を入手でき、たとえば、特定の人物が取締役会のメンバーとして、または代理人として関係している有限会社の情報なども入手できる。

○同業者登録簿と団体登録簿は特許・登録局が維持と管理を行い、記載事項は、合名会社、合資会社、個人経営の商会、経済団体、特定の財団法人、および非営利団体に関する情報である。登録簿からは、たとえば会社のパートナー、および特定の人物が関係する会社に関する情報などが得られる。年次決算書の写しも入手できる。

○車両登録簿

国家道路庁が維持と管理を行う登録簿である。この登録簿の記載事項は、あらゆる登録済み車両とその登録所有者に関する情報である。ここでは、特定の車両の登録所有者、特定の人物が所有者として登録された車両、および特定の車両の最新の3人の所有者などの情報を得ることができる。

○不動産登記簿

国家土地測量局が維持と運営を行っている。この登記簿の記載事項は、スウェーデンのあらゆる不動産および土地借地権に関する情報である。この登記簿でわかる情報は、所有権の状況、課税価額、および不動産の抵当権である。

強制執行庁には、公的請求に対して債権者機能も付与されているが、債権者機能は国税庁に移管し、強制執行庁はあくまでも徴収のみを担当すべきとの議論がなされており、2007

年秋頃に決定する予定とされる。¹¹

(3) 社会保険料の種類と料率

2006年の社会保険料の種類と料率は、以下の通りである。保険料は収入に対する定率であり、使用者は現物給付（無料ランチ、無料自動車など）を含む総賃金支給額の32.28%を社会保険料として納付する¹²。なお、自営業者には別に保険料率（30.71%）が設定されている。

使用者負担		被用者負担	
老齢年金保険料	10.21%	老齢年金保険料	7.00%
遺族年金保険料	1.70%		
傷病保険料	8.64%		
両親保険料	2.20%		
労働災害保険料	0.68%		
労働市場保険料	4.45%		
一般賃金税	4.40%		
計：	32.28%	計：	7.00%

自営業者負担	
老齢年金保険料	10.21%
遺族年金保険料	1.70%
傷病保険料	9.61%
両親保険料	2.20%
労働災害保険料	0.68%
労働市場保険料	1.91%
一般賃金税	4.40%
計：	30.71%

なお、労働市場保険料というのは、日本の雇用三事業に相当するものであり、一般賃金税については、国税庁や企業連盟等にも確認したところ、「数字をあわせるもので、特に意味はない」ということであった。

また、2006年の保険料収入は使用者負担分が35,550億クローナ、自営業者負担分が100億クローナ、年金保険料（2003年）は700億クローナとなっている。

¹¹ 強制執行庁法律顧問 Olaf Dahnell 氏のヒアリング（2007年1月）による。

¹² 使用者負担率は、1960年4.14%、1970年13.90%、1980年35.25%、1990年38.97%、2006年32.28%となっている。

第2節 社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化

1 保険料徴収事務の一元化された背景

社会保険料の徴収は、1984年まで社会保険庁が担当していたが、1985年以降、国税庁が税及び保険料の徴収を担当するようになった。この税の徴収との一元化により、社会保険庁は社会保険の給付にかかる事務のみを担当することになり、スウェーデンの社会保険は、保険料の徴収機関と給付機関が分離することとなった。

徴収の一元化が求められた背景には、当時の徴収方法の複雑さ、非効率性が存在する。当時、社会保険料は社会保険庁が徴収し、同時に国税庁も数字をチェックする作業を行っていた。使用者は被用者の前年所得に基づき保険料の暫定源泉徴収額を決定し、その翌年、被用者の確定した所得金額に基づき再計算し、社会保険庁へ再申告する。その際に未納分があった場合は、さらにその翌年に徴収され、最終的に保険料の徴収完了までおよそ2年半もの期間を要した。例えば、1980年の社会保険料を徴収するには、以下のような3段階を経ることになる。

① 1980年：暫定保険料の計算・納付

事業主は、被用者の1979年の所得に基づき、保険料の暫定徴収額を決定する。その暫定保険料を、年6回に分けて源泉徴収・納付。

② 1981年：

○保険料の確定・申告

被用者の1980年の所得額が確定。事業主は、その額に基づいて、保険料を再計算し、社会保険庁へ申告

○納付額と申告額の対比

社会保険庁と国税庁は、1980年に納付された保険料と1981年の申告された額を対比、チェック

③ 1982年：調整・完了

未納分の徴収

こうした当時の徴収方法に対し、使用者側からの手続きの簡素化を求める声に加え、国としても2年半という期間の利子分の損失が問題視されるようになった。そこで、国税庁へ保険料の徴収権限を移管し、保険料と税の徴収の一元化が行われた。

スウェーデンでは、個人番号を持っていなければ銀行口座を開設できず、またクレジットカードを取得することもできない。住民登録や税金、そして社会保険は、個人番号によって全て管理されている。こうしたシステムの下、個人番号の管理機関である国税庁が、税の徴収とともに保険料の徴収も担当するという事は、それほど大きな変革を必要とするもので

はなかったともいえる。

2 一元化のために行った措置

国の利子損失の逡減、手続きの簡素化及び迅速化、事業主の事務負担の軽減、効率性を高め徴収率を上げる——ことを目的として、これまでの徴収方法の抜本的な改廃と、税との徴収一元化が行われた。

一元化のためにまず、法律・行政制度の改革・整備のためのプロジェクトグループが設置され、所得税、社会保険料及び付加価値税の申告がひとつの申告書で出来るようにするなど、徴収方法の根本的な改革を実施するとともに、これらに適用される徴収手続きや延滞税の賦課基準、争訟手続き等についても同一化が図られた。

最も力が注がれたのは、IT 開発である。事業主登録、確定申告を忘れた人に自動的に督促するシステム、申告書自動読み取りシステム、申告額と納付額が合致するか自動的にチェックするシステム、使用者が被用者に送る給与明細と国税庁に提出された申告内容を自動的にチェックするシステムなど、新システムの開発・構築がなされた。

また、事業主を対象に新規則に関する説明会を開催したり、パンフレットや新しい申告書等の送付が大掛かりに行われた。国税庁の職員には、社会保険料に関する研修が実施された。研修は、まず、リーダーとなる職員に対して5日間行われ、その研修を終えた職員が講師となり他の職員にレクチャーする（5日間）という形式がとられた。

3 一元化により発生した問題

こうした一元化への移行は、あまり大きな問題もなく終えることができた。しかし、一時的ではあるが、新旧の保険料計算・納付システムが並存したため、若干の混乱は生じたとされる。また、社会保険庁から国税庁への社会保険に関する知識移転も容易でなかった。一元化から数年後には、社会保険庁から国税庁へ移った職員の多くが、新しい職場環境になじむことができずに、社会保険庁へ戻るということもあった。その背景には、職場の「業務文化」の違いが存在したとも言われている。

4 現在の徴収システムに対する評価・課題

国税庁に税と保険料の徴収が一元化されてから20年以上経過しているが、特に議論されるような問題は生じていない。この一元化措置により、保険料の徴収・納付システムが簡素化され、毎月確定額を納付するため通算調整が不要となり、事業主がコンタクトすべき行政機関が一本化されたことは、効率化という点からみて、労使ともに高く評価している。

一元化によりとられた徹底したIT化により、現在では、国税庁と社会保険庁、そして各失業保険組合が、個人のデータ（勤務記録、納付記録、各種保険の請求・給付記録、失業保険の給付記録等）の全てをオンラインでチェックすることが可能となった。このシステムに

より、社会保険の保険料徴収機関と給付機関が分離していても、特に大きな問題は生じていないとされる。

しかし、国税庁では、さらに効率化させるため、社会保険料の給付事務についても国税庁に移管するように求めている。

国税庁が最も主張するのは、「効率性の追求」であり、財務省に対し税制規則の簡素化を提案したり、事業主が24時間国税庁との連絡がとれるようなホームページや電話サービスの実施、インターネットによる納税及び社会保険料の納付・申告書の提出システムを開発するなど、現在でも「効率性」の視点にたった徴収システムの改善に力を入れている。

なお、国民は、もはや「税」と「社会保険料」と区別して考えてはおらず、全て「税」と捉えている傾向が強く、社会保険料については「雇用税（雇用にかかる税金）」と認識されている面もある。

<参考資料・サイト>

Pia Blank Thörnroos “Socialavgifter i Sverige”（スウェーデン国税庁プレゼン資料）

Olof Dahnell “Verksamhetsområdeexekution”（強制執行庁プレゼン資料）

<http://forsakringskassan.se/sparak/eng/>（スウェーデン社会保険庁 HP）

<http://skatteverket.se>（スウェーデン国税庁 HP）

<http://www.kronofogden.se/>（スウェーデン強制執行庁 HP）

Svenskt Näringsliv “Statutory and collective Insurance Schemes on the Swedish Labour Market 2006” 2006

足立正樹（編著）『第3版 各国の社会保障』 法律文化社 2003年

井上誠一 『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析—21世紀型社会保障のヒント』 中央法規出版、2003年

健康保険組合連合会（編）『社会保障年鑑 2006』 東洋経済新報社、2006

厚生労働省編『世界の厚生労働 2003 海外情勢白書』 2003年

中村有一、阿部志郎、一番ヶ瀬康子（編）『世界の社会福祉年鑑 2002』 旬報社、2002年

萩原康生、松村祥子、宇佐美耕一、後藤玲子（編）『世界の社会福祉年鑑 2006』 旬報社、2006年

別添資料： 保険料申告用紙

Senast tisdagen den 2 maj 2006 ska deklarationen finnas hos Skatteverket.

Läs först i "Dags att deklarera" hur du ska fylla i blanketten.

Kontrollera belopp som Skatteverket fyllt i. Om en uppgift är fel, stryk över den och fyll i rätt totalbelopp i vit ruta. **Ändra eller lägg till uppgifter endast i vit ruta.**

Andersson, Margareta

BADHUSPLANEN 2
123 48 VISTAD

Spara den ena som kopia!

1 Inkomster - Tjänst

Lön, förmåner, sjukpenning m.m.	250 900	03
		05
Kostnadsersättningar		14
Allmän pension och tjänstepension		15
Privat pension och livränta		16
Andra inkomster som inte är pensionsgrundande		19
Inkomster, t.ex. hobby, som du själv ska betala egenavgifter för		22
Inkomst enligt blankett K10 eller K4C		

4 Kapital

Ränteinkomster, utdelningar m.m.	7 350	50
		51
Överskott vid uthyrning av privatbostad		53
Avdrag för ränteutgifter m.m.	5 900	
Avdrag för förvaltningsutgifter <i>Du får avdrag endast för den del som överstiger 1 000 kr. Fyll i totalbeloppet. (Skatteverket minskar automatiskt ditt avdrag med 1 000 kr.)</i>		61
Kapitalvinst		56
Kapitalförlust	119	57

2 Avdrag - Tjänst

Resor till och från arbetet <i>Du får avdrag endast för den del som överstiger 7 000 kr. Fyll i totalbeloppet. (Skatteverket minskar automatiskt ditt avdrag med 7 000 kr.)</i>		01
		08
Tjänsteresor		09
Tillfälligt arbete, dubbel bosättning och hemresor		06
Övriga utgifter <i>Du får avdrag endast för den del som överstiger 1 000 kr. Fyll i totalbeloppet. (Skatteverket minskar automatiskt ditt avdrag med 1 000 kr.)</i>		

5 Förmögenhet

Du fyller i din förmögenhet	Sambeskattads personnummer 500525-1599
- om du ska sambeskattas och om din, din makes/registerade partners och dina hemmavarande barns sammanlagda förmögenhet överstiger 3 000 000 kr.	
- om du inte ska sambeskattas och om din och dina hemmavarande barns sammanlagda förmögenhet överstiger 1 500 000 kr.	
Läs i "Dags att deklarera" på sidan 12 om hur barns förmögenhet redovisas.	
Tillgångar	66
Skulder	67

Allmän självdeklaration enligt lagen SFS 2001:1227

3 Allmänna avdrag

Pensionssparande m.m.	7 200	43
-----------------------	-------	----

6 Utländsk försäkring - Avkastningsskatt

Skatteunderlag för kapitalförsäkring	62
	63
Skatteunderlag för pensionsförsäkring	

7 Underlag för fastighetsskatt

Småhus eller tomt för småhus	1,0 %	80
	0,5 %	82
Privatbostad i utlandet	1,0 %	84

Observera!
Innan du fyller i ruta 56 eller 57, läs i Dags att deklarera på sidan 11. Annars är det risk att du får fel skatt.

Skriv under på baksidan!



580301-28051L060121

NRV	HB	FAM	Region	Kontor	Sektion	Grupp	Person-/Organisationsnummer	Famansföretag	Tax.år
			01	21	P01	99	580301-2805		2006

Specifikation till Inkomstdeklaration 1 för inkomstår 2005

Sid 1

Namn Andersson, Margareta	Person-/Organisationsnummer 580301-2805
------------------------------	--

Du kan deklarera via Internet, telefon 020-567 100 eller sms till 71144. Läs i "Dags att deklarera", sidorna 3 och 4.

Din kod för identifiering 77777777 Din kod för underskrift 99999999

Uppgifter med * har Skatteverket redan fyllt i på deklarationsblanketten

Kontrolluppgifter	Inkomst/ Avdrag	Avdragen skatt	Tillgång(T) Skuld(S)
① Inkomster - Tjänst Lön, förmåner, sjukpenning m.m. -VISTADSFABRIKEN	250 900 *	71 500	
③ Allmänna avdrag Pensionssparande -PENSIONSSPARBOLAGET	7 200 *		
④ Kapital/⑤ Förmögenhet (tillgångar/skulder) Ränteinkomster, utdelningar m.m. Ränteinkomst på konto m.m./Behållning -BANKEN	300	90	52 000 T
Ränteinkomst på värdepapper/Värde -VPC AB SVENSKA STATEN 2004:2			146 000 T
Utdelning/Deklarationsvärde -AKTIESPAR ASTRAZENECA PLC Betalad utländsk källskatt 360 HENNES & MAURITZ B -BANKENS FONDFÖRVALTNING FUTURA ALLEMANSFOND UTDELANDE	3 600 1 750 <u>1 700</u>	720 525 510	80 392 T 213 200 T 25 052 T 85 248 T
=	7 350 *		
Avdrag för ränteutgifter m.m. Ränteutgift/Skuld -BANKEN	5 900 *		125 000 S
Kapitalvinst/Kapitalförlust Försäljning (se "Teliasoneras återköp" nedan) förlust Kapitalförlust, 70% av ovanstående förlust	171 119 *		
Förmögenhetsvärde på bostadsrätt -BOSTADSRÄTTSFÖRENINGEN			180 000 T
Summa tillgångar			781 892
Summa skulder			125 000
Summa avdragen skatt	=	73 345	

TeliaSoneras återköp: Ersättning som du fått vid försäljning av säljrätter i TeliaSonera finns på kontrolluppgift. Du behöver inte redovisa denna försäljning på blankett K4. Skatteverket minskar din skatt automatiskt genom att ge dig avdrag för kapitalförlusten. Läs mer i "Dags att deklarera" sidan 11.

-BANKEN
TELIASONERA 1 050504 135

Underlag för skattereduktion för fackföreningsavgift och avgift till arbetslöshetskassa

Avgift till arbetstagarorganisation (fackförening)
-FABRIKSANSTÄLLDAS FÖRBUND 2 000
Avgift till arbetslöshetskassa
-FABRIKSANSTÄLLDAS A-KASSA 1 000

Du ska inte själv göra något avdrag för avgiften. Skatteverket minskar din skatt automatiskt genom skattereduktion.

Fortsättning på sidan 2 (baksidan).

Preliminär skatteuträkning till Inkomstdeklaration 1 för inkomstår 2005

Sid 4

Namn Andersson, Margareta				Person-/Organisationsnummer 580301-2805	
Hemortskommun 1 november 2004 VISTAD	Län/Kom/Förs 018401	Kommunal skatt % 29,85	Kyrkoavgift: Svenska kyrkan % 0,80	Avgift: annat trossamfund %	Begravningsavgift %

Skatteuträkningen stämmer inte om du ändrar eller lägger till något belopp i deklarationen.

Sammanställning förvärvsinkomst

Inkomst av tjänst	+	250 900
Allmänna avdrag	-	7 200
Taxerad förvärvsinkomst	=	243 700
Avdrag för allmän pensionsavgift	-	2 200
Grundavdrag	-	16 700
Beskattningsbar förvärvsinkomst	=	224 800

Sammanställning kapitalinkomst

Ränteinkomster, utdelningar m.m.	+	7 350
Avdrag för ränteutgifter m.m.	-	5 900
Kapitalförlust	-	119
Överskott av kapital	=	1 331

Skatteuträkningen ska du behålla!

Preliminär skatteuträkning

Kommunal inkomstskatt, 29,85 % (varav landstingsskatt 12,27 %)	+	67 102
Statlig inkomstskatt på kapitalinkomst	+	39
Allmän pensionsavgift	+	17 600
Kyrkoavgift till Svenska kyrkan, 0,80 % (varav begravningsavgift 0,11 %)	+	1 798
Skattereduktion för fackföreningsavgift	-	500
Skattereduktion för avgift till arbetslöshetskassa	-	400
Skattereduktion för allmän pensionsavgift	-	15 400
Slutlig skatt	=	70 239
Avdragen skatt enligt kontrolluppgifter	-	73 345
Beräknat belopp att få tillbaka (exklusive ränta)	=	3 106

- Hänsyn har tagits till avräkning av utländsk skatt som du betalat på aktieutdelning enligt gällande skatteavtal. Avräkning har gjorts med 360 kr.
- Hänsyn har inte tagits till eventuell egen skatteinbetalning.
- Du har anmält konto 123-4567 för skatteåterbetalning. Du behöver bara göra en ny kontoanmälan om du vill ha dina skattepengar inbetalda på annat konto.



SKV 2000b K utgåva 15 05-10



Skatteinbetalningskort



1958030128050	5050-1055	0 0	FYLL I BELOPP
Referensnummer	Skatteverkets bankgironummer	Belopp kronor	öre

Betalningsavsändare

Andersson, Margareta

Betalningsmottagare

Skatteverket

Detta inbetalningskort kan endast användas för inbetalning till skattekontot.

Betalning kan göras hos Svensk Kassaervice, lantbrevbärare och bankkontor samt via bankernas kuverttjänster och internettjänster.

Vid betalning via dator eller på annat sätt ange
• Referensnr • Skatteverkets bankgiro nr • Belopp

I FÄLTET NEDAN FÅR INGA ÄNDRINGAR GÖRAS

AVIN LÄSES MASKINELLT

1958030128050 # > 50501055 #42#

Detta gröna fält gäller enbart näringsverksamhet

8 Näringsverksamhet

Överskott av aktiv näringsverksamhet	100 Enskild verksamhet	117 Handelsbolag
Underskott av aktiv näringsverksamhet	125 Enskild verksamhet	129 Handelsbolag
Överskott av passiv näringsverksamhet	102 Enskild verksamhet	119 Handelsbolag
Underskott av passiv näringsverksamhet	126 Enskild verksamhet	130 Handelsbolag
Inkomster för vilka uppdragsgivare betalar socialavgifter	127 Bruttoinkomst	131 Kostnader
Underlag för särskild löneskatt på pensionskostnader	104 Anställdas	120 Eget
Underlag för expansionsfondsskatt	128 Ökning	132 Minskning
Underlag för avkastningsskatt på pensionskostnader		121

9 Räntefördelning

Positiv räntefördelning Belopp från kod 877 på N6 eller N3A	52
Negativ räntefördelning Belopp från kod 862 på N6 eller N3A	55

10 Allmänna avdrag (näringsverksamhet)

Underskott av aktiv näringsverksamhet som du får kvitta mot förvärsinkomst. <i>Underskott som du redovisar här ska inte redovisas i rutorna 125 eller 129.</i>	45
---	-----------

11 Nedsättning av egenavgifter

Generellt nedsättningsbelopp	140
Regionalt nedsättningsbelopp - endast nedsättningsberättigad näringsverksamhet i stödområde.	141

12 Moms

Moms som du inte ska redovisa i skattedeclarationen	109 Utgående	110 Avdragsgill ingående
---	---------------------	---------------------------------

13 Underlag för fastighetsskatt

Hyreshus, bostäder/ Tomt för hyreshus	0,5 %	86
	0,25 %	87
Hyreshus, lokaler	1,0 %	95
Industri- eller elproduktionsenhet	0,5 %	96

Samråd enligt SFS 1982:668 har skett med Näringslivets Regelrådet.

Obs! Om du lämnar N-blanketter eller blankett K10 elektroniskt ska du inte skicka samma bilagor på papper.

14 Övriga upplysningar

90

Vänta ett tag!
Har du tittat på specifikationen om du kan deklarerar via telefon, sms eller Internet i stället?
Det är både enkelt och säkert!

15 Underskrift

Namnteckning	Telefonnummer – bostaden
	Telefonnummer – arbetet



580301-2805



99999000001000001

Spara den ena blanketten som kopia!

JILPT 資料シリーズ No. 49
諸外国における労働保険及び社会保険の
徴収事務一元化をめぐる実態と課題に関する調査研究

発行年月日 2008年12月15日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23
国際研究部 TEL: 03-5903-6312
印刷・製本 株式会社相模プリント

©2008 JILPT

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)